

報告第1号 令和3年度会務運営及び事業執行報告の件

本年度は、時代の変化、もっと言えば時代の転換点に直面する1年であった。新型コロナウイルスまん延状況が社会に定着するかのように、この状況を前提にどう社会活動を継続していくのかが問われていたように思う。また、2月にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が行われ、日本国内でも戦争や国防を強く意識するような雰囲気は漂うようになった。市民の心の内も含めて社会全体が軽いパニックを起こしているようにも感じるところである。

こういった社会情勢の中で、司法書士としてどのような対応を見せなければいけないのかが問われ始める年度になった。市民に先んじて時代の変化を感じ、それに対応できるからこそ法律専門家として扱ってもらえると肝に銘じなければならない。

しかし一方で、パニックに振り回されることなく、司法書士として変化させてはならない普遍的な活動もある。自分たちがどこに根ざして活動できているのかを忘れてはいけないのである。

このような考えをもとに、当会の活動が社会の変化に対応できているのか、また普遍的な活動ができているのかといった視点で、以下に本年度の活動を振り返ってみたい。活動の詳細は各部の報告に委ねる。

なお、令和3年11月22日開催の臨時総会において、長谷川洋前会長から石橋修会長へと交代し、執行部体制も同時に変更されていることを当会で起こった変化として付け加えておく。

1 急速な時代の変化への対応

令和4年3月3日、「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する会長声明」が発せられた。人権の普遍性に鑑みれば、他国の出来事であっても重大な人権侵害行為に対しては、反対する立場を示すことが法律家団体としては必要なことである。

〔総務部〕

会務のための会議は、顔を合わせて実施する必要があるもの以外多くの会議がZoom(リモート会議システム)を利用したリモート会議となった。集合会議と使い分けるといった実施方法が確立した年度となった。

〔相談部〕

新型コロナまん延により面談相談を実施できない状況が増えていることから、日司連とともに、リモートによる面談相談ということも検討し始めた。

〔研修部〕

研修会の実施報告を見ればわかるように、ほとんどの研修会が Zoom のみまたは Zoom 併用により実施された。新型コロナが収束したとしても Zoom 併用による実施は変わらないと考えている。

もともと、新型コロナまん延以降、集合研修、支部研修の減少により受講率は減少しており、本年度もそれに歯止めがかからなかった。全会員が Zoom を利用した研修に対応できるようにすることが課題となる。

2 中長期的な時代の変化への対応

〔総務部〕

犯収法による司法書士業務の変化に対応すべく検討を始めた。また、今後も頻発するであろう自然災害に対して、他士業との連携が図れないか検討を始めた。

〔企画部〕

以前から多重債務の分野では市町村との連携が図られているが、養育費分野で「養育費確保のための支援制度創設を求める要望書」を全地方議会に発出し、市町村との連携がさらに深められた。また、生活困窮者支援のための連携、高齢者・障がい者の問題に関しての連携も進んだ。今後、様々な分野において市町村と連携して社会問題に取り組むことが増えていくだろう。

また、インターネットが普及する中で誹謗中傷問題が顕在化してきており法改正も準備されているところ、当会もどう対応できるか検討を始めた。

〔広報部〕

対外広報に関して、ウェブサイトの利用、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用が以前より進められているが、本年度は YouTube チャンネルを活用した広報が特に進められた。広報のあり方が大きく変わろうとしている。

3 司法書士としての普遍的な活動

〔総務部〕

男女共同参画問題、反社会的勢力への対応のあり方を検討し始めた。

〔企画部〕

債務整理事件に対応できない若手司法書士が増えていく中、債務整理に関する研修会が開催された。司法書士が市民の権利擁護を図る上で最も大事なスキルであり、今後も新人に伝えていかなければならない。

論文「不動産売買契約その他の契約における司法書士指定条項に関しての一考察」が対外的に発せられた。不動産登記執務のあり方を問い直す上

で重要な一步を踏み出したと考えられる。

令和5年4月1日より順次施行となる民法（物権法）改正への対応として特別委員会を立ち上げた。物権法が大きく変わろうとする今、司法書士の存在意義が問われる重要な時期を迎え、これに対応しようとしている。

〔相談部〕

前年度同様、新型コロナへの対応から面談相談の実施が難しい状況だったので、相談が電話相談に集中し1820件となった。前年度は新型コロナまん延初年度として飛躍的に電話相談の件数が増えたが、本年度はさらに件数が増える結果となった。司法書士に対する相談需要は変わらないばかりか、不安が充満する社会の中でむしろ増してきているように感じる。面談相談ができない状況でこれにどう応えていくかが課題となる。

【総務部】部長 伊藤真一 次長 五十嵐秀行 部員 松田和雄

令和3年度事業として、①業務相談室の運営、②前橋地方法務局から委嘱された司法書士法施行規則第41条の2に基づく調査、③協議会及び打合せ会、④苦情及び前橋地方法務局からの司法書士法施行規則第42条第2項の調査委嘱への対応等、⑤非司問題への対応、⑥登録時面接等を行った。

〔業務相談室〕

室長 伊藤真一

室員 板倉真、林田幸一、茂木徹

1 相談件数 2件（不動産1件、その他1件）

年	03									04		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

2 相談内容

①金融機関の依頼に基づき、債務者の相続人の調査をするにつき、統一請求書以外の委任状を発行して貰い、調査のための戸籍等を請求することの可否、②極度額減額の登記原因証明情報について

〔空き家問題研究委員会〕

委員長 茂木徹

委員 植村仁、岡本陽義、木村明宣、清水龍太郎、松岡将之、山口諒太、
山田征弘、吉原亜矢

1 前橋市との業務委託契約について

前橋市の空き家対策において、市の職員が複雑な相続関係の調査に苦慮していることから当会に協力要請があり、同業務について、前橋市と当会との間で業務委託契約を締結するに至った。

〔会員執務向上委員会〕

委員長 高橋徹

委員 島田信子

1 委員会を立ち上げた。

〔反社会的勢力に対する対策検討委員会（仮称）〕

委員長 堀川寛人

委員 板倉真、大木淳浩、中林和典

1 委員会を立ち上げた。

〔その他の業務〕

1 法務局長の調査委嘱（司法書士法施行規則第41条の2）に基づく調査
以下のとおり、前橋地方法務局管内の登記所で調査した。

(1) 前橋地方法務局法人登記部門

調査日時 令和3年12月9日 9:00～16:00

令和3年12月15日 9:00～16:00

調査対象 令和3年1月1日から6月30日までの商業及び法人に関する
登記申請書類

調査件数 11,500件

違反が疑われた件数 47件

(2) 前橋地方法務局高崎支局

調査日時 令和3年12月9日 9:00～16:00

調査対象 令和3年1月1日から3月31日までの不動産の権利に関する
登記申請書類

調査件数 7,200件

違反が疑われた件数 2件

(3) 前橋地方法務局富岡支局

調査日時 令和3年11月29日 9:00～12:00

調査対象 令和3年1月1日から3月31日までの不動産の権利に関する登記申請書類

調査件数 1,038件

違反が疑われた件数 2件

2 協議会及び打合せ会

(1) 群馬弁護士会との協議会

① 令和3年8月27日（木）群馬司法書士会別館

協議事項 ・ADRの運営状況について
・非弁について
・合同研修会について
・新型コロナ対策について
・男女共同参画について

② 令和4年2月10日（木）Zoom会議

協議事項 ・ADRの運営状況について
・非弁について
・民事信託センターについて
・災害問題における相談体制等の連携について
・新型コロナ対策について
・研修会の開催について
・改正民法について
・専門職成年後見人の報酬問題について
・成人年齢の引き下げについて
・前橋地方裁判所桐生支部における破産免責審尋の運用について

3 苦情及び調査委嘱

(1) 苦情：13件

(2) 司法書士法施行規則第42条第2項の事実関係の調査委嘱：2件

4 会員への情報提供

会員専用ウェブサイトへの掲載、メール、FAX等により会員へ情報提供を行った。

5 会長声明、要望書、意見書の発出状況 添付資料のとおり

養育費確保のための支援制度創設を求める要望書

群馬司法書士会

会長 長谷川 洋

第1 要望の趣旨

群馬県内全自治体に対し、養育費の取り決めに関する調停申立費用や公正証書作成費用を補助する制度を設けること等、養育費確保のための支援制度を創設することを求める。

第2 要望の理由

- 1 厚生労働省の「2019年国民生活基礎調査」によれば、我が国における子どもの貧困率は13.5%、さらにひとり親世帯の貧困率は48.1%となっている。これは先進国の中では最悪の数値であり、ここ数年で多少の改善がみられるものの、依然として高い水準のままである。特に、ひとり親世帯の子どもたちは、その約半数が貧困状態での生活を余儀なくされている。

ひとり親世帯が貧困に陥る大きな要因の一つとして、養育費が適切に支払われていないことが挙げられる。厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」によれば、ひとり親世帯の約87%が母子世帯であり、その内の約80%が離婚によってひとり親世帯となっている。母子世帯の平均就労年収は約200万円であり、児童扶養手当などを受給しても女性一人で子どもを扶養しながら生活していくことは厳しく、子育てには養育費が必要不可欠であると言える。

しかしながら、離婚時に養育費の取り決めをしているひとり親世帯は、約43%にすぎず、さらに、取り決めをしていても、約76%の母子世帯が養育費を受け取れていない状況である。

- 2 このように、子どもの健全な育成にとって、養育費不払い問題の改善は喫緊の課題である。一昨年に閣議決定された「子どもの貧困対策に関する大綱」においても、重点施策の一つとして「養育費の確保の推進」が掲げられ、自治体が養育費の取決めの支援を行うことが明記されている。また近年では、兵庫県明石市や東京都豊島区、千葉県船橋市などをはじめ複数の自治体が、養育費の取り決めに関する調停申立費用や公正証書作成費用を補助する制度や、民間保証会社との養育費保証契約締結にかかる保証料を補助する制度を創設するなど、養育費確保のための各種支援事業を開始している。

経済的困窮により、専門家への相談や公正証書等の作成を諦めてしまっているひとり親世帯が多いことは想像に難くなく、また、養育費の重要性について市民ひとりひとりの意識を高めていくという意味においても、自治体が養育費確保のための支援事業を行うことは非常に重要であると言える。

- 3 よって、本会は、群馬県内各市町村に対し、要望の趣旨のとおり、養育費確保のための支援制度を創設することを強く求めるものである。

以上

養育費支援事業を行っている地方自治体一覧

養育費支援事業として、養育費に関する調停申立費用や公正証書作成費用を補助し、民間保証会社との養育費保証契約の保証料を助成するなどの事業を行っている地方自治体は、令和3年6月時点で、以下のとおりである。（養育費保証事業を行う民間保証会社の調査による）

1	宮城県仙台市	23	三重県松阪市
2	福島県南相馬市	24	滋賀県甲賀市
3	栃木県宇都宮市	25	滋賀県湖南市
4	埼玉県さいたま市	26	滋賀県近江八幡市
5	千葉県船橋市	27	大阪府豊中市
6	千葉県柏市	28	大阪府大阪市
7	千葉県千葉市	29	大阪府八尾市
8	東京都港区	30	大阪府大阪狭山市
9	東京都品川区	31	大阪府茨木市
10	東京都豊島区	32	大阪府堺市
11	東京都足立区	33	大阪府東大阪市
12	東京都杉並区	34	大阪府枚方市
13	東京都狛江市	35	大阪府柏原市
14	東京都府中市	36	大阪府富田林市
15	東京都小金井市	37	兵庫県明石市
16	東京都西東京市	38	兵庫県神戸市
17	神奈川県川崎市	39	兵庫県姫路市
18	神奈川県横須賀市	40	兵庫県三田市
19	神奈川県横浜市	41	岡山県笠岡市
20	静岡県浜松市	42	福岡県飯塚市
21	愛知県知立市	43	福岡県北九州市
22	愛知県大府市	44	福岡県福岡市

以上

令和3年12月 1日

群馬県内各市町村長 殿
県内各福祉事務所長 殿

要 望 書

群馬司法書士会
会 長 石 橋 修

第1 要望の趣旨

生活困窮者の支援を行うため、御庁において、年末年始の期間中（12月29日から1月3日まで）も開庁日を設けるか、または臨時の相談窓口を設置することを求める。

第2 要望の理由

- 1 新型コロナウイルス感染拡大の長期化により、社会経済活動や雇用情勢に多大な影響が生じている。令和3年11月10日付厚生労働省の発表によると、解雇や雇い止めにより職を失った労働者は、昨年2月からの累計で12万人を超えており、令和3年10月29日付総務省統計局「労働力調査」によれば、令和3年9月時点での完全失業者数は192万人となっている。また、非正規労働者数は2,059万人にのぼり（同「労働力調査」）、非正規労働者の内の約130万人が、シフトが5割以上減少したにもかかわらず休業手当を受け取っていない「実質的失業者」であるとの推計がある（野村総合研究所調査（令和3年5月時点））。
- 2 令和3年10月以降、新型コロナの新規感染者は減少傾向にあるが、感染の「第6波」も懸念され、経済活動・雇用情勢の先行きは依然として不透明なままである。コロナ対策による給付金や貸付制度を利用しつくしてもなお生活の目途が立たない市民も多く、コロナ禍の中、生活保護を申請する方が急増している。年末年始は、もともと、日雇いなどの仕事が減少し、時給や日給で働く非正規労働者にとっては収入が減り困窮に陥りやすい時期であることから、生活困窮に拍車がかかり、生活保護をはじめ各種支援制度の利用を必要とする方の更なる増加が大いに懸念される場所である。
- 3 昨年末は、厚生労働省からの要請もあり、少なくとも27都道府県の312自治体が年末年始も臨時の相談窓口を設けるなど困窮者の支援を行った（厚生労働省集計）。困窮者の多くはギリギリまで追い詰められた状態になってから相談に訪れるため、行政機関が長期間閉庁する年末年始は困窮者にとってまさに死活問題である。
- 4 よって、本会は、役所の閉庁により各種セーフティーネットの利用が妨げられることのないよう、県内各市町村（県内各福祉事務所）におかれては、年末年始の期間中も開庁するか、臨時の相談窓口を設置することにより、生活困窮者の支援を行うことを強く要望するものである。

以上

2022年3月3日

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する会長声明

群馬司法書士会

会長 石 橋 修

2022年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。報道によれば、本日現在、ロシア軍の攻撃により民間人に多数の犠牲者が出ているとのことである。これはウクライナに対する主権の侵害であるとともに、武力行使を原則として禁止した国連憲章及び国際法に反する行為である。

そして、こうした武力の行使は一瞬にして平穏な市民生活を破壊し、その生命や身体の安全、及び自由を奪う最も重大な人権侵害である。当会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を強く非難する。

われわれは身近な「暮らしの中の法律家」として、市民の平穏な生活を侵す武力の行使については、たとえ他国のことであっても断じてこれを黙認することはできない。ロシア政府は、武力行使とそれに伴う人権侵害を直ちに中止すべきである。

【企画部】 部長 仲道宗弘 次長 小林弘明 部員 市野秀樹

一昨年より続く新型コロナウイルス感染症に伴う社会不安は、相談会の開催中止などといった形で、依然として本会の活動に影響を与え続けている。だが本年度は、こうした社会不安の中で、われわれ司法書士が市民の権利を守るためにいかなる活動が必要であるかを模索した結果、地方自治体との連携を主軸とする新たな体制づくりの第一歩を踏み出すことができた。また、所有者不明土地問題の解決に向けた民法及び不動産登記法その他法令の改正について、民法改正対策特別委員会を結成し、目前に迫る改正法の施行に対応すべく準備を進めた。さらに、コロナ禍において多重債務問題が再燃するおそれがあることから、債務整理について連続した研修会を開催して多重債務者を支援することの意義を説き、会員の受任率を上げるように努めた。これに加え、不動産売買等の契約における司法書士指定条項の不当性を指摘し、不動産取引における司法書士の中立性・独立性を確保するための問題提起を行った。

企画部が行った事業の詳細は以下のとおりである。

〔市民の権利委員会〕

委員長 清水俊作 副委員長 米澤智子

委員 浅野勇貴、岩沼良堯、大木淳浩、佐藤真人、鈴木克利、
中林和典、堀川寛人、松本敦、脇野孝一

1 消費者部会

部会長 堀川寛人

部会員 石井一寛、木村明宜、小山陽二、関辰朗、高橋克彦、富沢靖司、
笛木大哉、森田裕一

(1) 群馬県主催多重債務無料相談会への相談員の派遣

令和3年8月から令和4年1月まで、県内10会場において開催された多重債務無料相談会のうち、8会場に相談員を派遣した。なお、この多重債務無料相談会に訪れた相談者の総数は52名である。

(2) 群馬県多重債務者対策協議会ワーキンググループ会合への参加

令和4年2月28日 13:00～14:00

(3) 債務整理に関する研修会の開催（業務拡充委員会と共催）

① 令和3年8月7日 13:00～16:00

総論・知っておきたい債務整理のイロハ

② 令和3年10月16日 13:00～16:00

破産申立の基礎

③ 令和3年10月2日 13:00～16:00

民事再生申立て

④ 令和3年11月6日 13:00～16:00

任意整理、過払い、時効及びまとめ

(4) 新入会員研修会を担当

令和4年3月26日 13:00～16:00

「司法書士による消費者問題（債務整理・裁判業務）の実務」

寸劇を交え、事例を紹介しながら、債務整理全般から任意整理、自己破産申立、個人再生申立について解説した。

2 労働部会

部会長 脇野孝一

部会員 鈴木望、関辰朗、富沢靖司、廣川道明、笛木大哉、八木泉樹

(1) 司法書士労働相談センターの運営

毎月第2、第4火曜日の18時から21時まで電話相談を実施した。

令和3年度の相談件数 10件

(2) セミナー、研修会等へ部員を派遣

令和4年2月19日（土）13:00～16:15

「日本労働弁護団第34回労働法講座」へ部会員2名を派遣した。

3 貧困・社会保障部会

部会長 大木淳浩

部会員 浅野勇貴、石井一寛、小保方祐太、鈴木克利、高橋克彦、
松本敦、米澤智子

(1) 研修会の開催

「セクシュアルマイノリティに関する実務対応」

日時：令和3年10月30日 14:00～16:40

会場：オンライン（Zoom）形式による研修

講師：日司連 市民の権利擁護推進室 平子綾子先生

群馬会 浅野勇貴会員

ハレルワ（当事者支援団体） 間々田久渚代表

(2) 手続き支援のためのぐんま養育費相談センターの運営

令和3年度の相談件数 15件

(3) 要望書の発出

- ① 令和3年7月13日に、群馬県、県内全市町村および県内全地方議会に対し、「養育費確保のための支援制度創設を求める要望書」を発出した。

なお、この要望書を機縁として、渋川市、次いで前橋市が令和3年度に養育費を確保する支援制度（公正証書作成費用や調停申立費用を助成する制度）を創設し、その運用を開始した。

- ② 令和3年12月1日に、県内全市町村および県内全福祉事務所に対し、「生活困窮者支援のため年末年始も臨時相談窓口を設置することを求める要望書」を発出した。

(4) 対外活動

- ① 渋川市において養育費確保のための支援制度を創設するにあたり、令和3年7月13日に渋川市長と懇談し、次いで令和3年10月18日に市長及び市担当者と協議した。

- ② 県内各自治体に対する「手続き支援のためのぐんま養育費相談センター」のPR活動を行うとともに、令和3年11月2日に、ひとり親世帯への支援に関する現地調査を、県内4か所の町村役場（榛東村役場、高山村役場、嬭恋村役場、草津町役場）で行った。

- ③ 草津町が発行する「草津町子育てガイドブック」の養育費に関する記事を担当した。

(5) 新入会員研修会を担当

令和4年3月26日 16:00～17:00

「生活困窮者及び社会的弱者の権利擁護の活動について」

4 高齢者・障がい者部会

部会長 岩沼良堯

部会員 浅野勇貴、五十嵐洋、狩野豊宏、川井孝之、木村明宣、河端豊、近藤信隆、宮原直樹

(1) 市町村との事例検討会の開催

桐生市事例検討会

日時 令和4年1月25日 14:00～16:00

場所 オンライン（Zoom）形式による

参加者 42名（市及び社会福祉協議会職員ら31名、司法書士11名）

内容 桐生市で抱える高齢者・障がい者に関する解決困難な事例について、3グループに分け各2事例ずつ、合計6事例につ

いて詳細に検討した。

なお、事例検討会終了後、市社会福祉協議会及び地域包括支援センターより継続的な連携関係構築について提案を受け、これについて協議した。

(2) ぐんま・つなごうネットへの参加

ぐんま・つなごうネットとは、群馬司法書士会・群馬弁護士会・群馬県社会福祉士会及び群馬県精神保健福祉士会によって構成される司法ソーシャルワークを目的とした協議会である。主に罪を犯した障がい者の社会復帰にかかる事例検討会を定期的で開催しており、本年度は8回の定例会に各回1～3名の部会員を派遣した。

5 犯罪被害者等支援部会

部会長 鈴木克利

部会員 大木淳浩、佐藤真人、中林和典、堀川寛人、米澤智子

(1) 研修会の開催

タイトル「インターネットにおける誹謗中傷等事件の対応について」

日時：令和4年1月15日 13:30～15:30

場所：オンライン（Zoom）形式による研修

内容：インターネットにおける誹謗中傷等に対する法的対応について

講師：司法書士 高山典和 先生（長野県司法書士会）

司法書士 古田千洋 先生（長野県司法書士会）

6 その他の活動

(1) 「緊急！生活困窮者のための年末年始無料電話相談会」

①開催日時：令和3年12月29日～令和4年1月3日（6日間）

10:00～16:00（12月29日～31日）

13:00～16:00（1月1日～1月3日）

②相談件数：4件

(2) 経済的困窮者に対する支援実施規定に基づく支援 8件

①相談支援：1件

②申請同行支援：7件

〔業務拡充委員会〕

委員長 木村明宣

委員 五十嵐秀行、池末晋介、岩沼良堯、大木淳浩、狩野豊宏、

松浦義仁、室田勤、八木泉樹

1 研修会の開催

市民の権利委員会消費者部会と共同し、債務整理に関する4回の研修会を開催した。

① 第1回 令和3年8月7日 13:00～16:00

総論・知っておきたい債務整理のいろは

② 第2回 令和3年10月16日 13:00～16:00

破産申立の基礎

③ 第3回 令和3年10月2日 13:00～16:00

民事再生申立て

④ 第4回 令和3年11月6日 13:00～16:00

任意整理、過払い、時効及びまとめ

2 少額裁判の支援

少額の裁判を対象とした報酬助成規定に基づく助成 3件

3 一般社団法人群馬県農業会議との連携体制に関する協議

令和4年2月24日、委員長および委員2名の3名で、(一社)群馬県農業会議の担当者と、今後の司法書士会との連携体制構築に向けた協議を行った。

4 新入会員研修会を担当

令和4年3月19日 16:00～17:00

「裁判業務(簡裁代理権の活用)及び財産管理業務の推進について」

これらの業務の基礎的な知識および取り組むうえでの注意点を講義した。

〔法制度委員会〕

委員長 大平覚

委員 小野祐輝、川井孝之、宮前知光、茂原玲子

1 論文「不動産売買契約その他の契約における司法書士指定条項に関しての一考察」の完成と発表

前年度から継続して検討してきた論文「不動産売買契約その他の契約における司法書士指定条項に関しての一考察」を完成させた。この論文は、不動産売買や抵当権設定等の契約における司法書士を指定する条項について、独占禁止法及び消費者契約法の観点から論考を加え、その問題点を指摘するものである。(論文については添付資料のとおり)

令和3年11月、本委員会は、本論文を日本司法書士会連合会の発行する「THINK」第120号への掲載を求めて応募した。これに対して、同連合

会は、令和3年12月13日付で本論文について掲載を見送る旨を本会宛てに通知した。

そのため本会は、令和4年1月4日付で同連合会に対して質問書を送付し、本論文を不掲載とした理由を問いただした。しかし、同連合会から明確な回答は得られなかった。

このような経緯を経たのち、本論文は「市民と法」（民事法研究会）第134号に掲載された。

※ なお、法制度委員会は本年度をもって廃止された。

〔民法改正确策特別委員会〕

委員長 小和田大輔

委員 岡住貞宏、桑原潤、河端豊、中林和典、西川正、廣川道明、
室田勤、茂原玲子、八木泉樹、脇野孝一

1 令和3年度の活動

所有者不明土地の発生予防及びその利用円滑化を目的として民法及び不動産登記法、その他法令の改正がなされ、令和5年4月1日より順次施行となる。本改正は、相続登記が義務化されることをはじめとして、われわれ司法書士の業務に多大な影響を与えるものである。そこで本改正に対応すべく、令和3年度後半に本委員会を立ち上げ、まずは改正法の内容について学習を重ねた。そのうえで、会員研修会の開催や自治体との連携、市民広報の為のパンフレット作成など次年度の具体的事業内容について検討した。

〔後見推進委員会〕

委員長 閑野強

委員 阿久澤光洋、小和田大輔、清水敏晶、平野一男、堀川寛人

1 成年後見制度利用促進基本計画についての情報収集及び意見交換

成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画について、成年後見センター・リーガルサポート群馬支部と共同して、県内各市町村の情報を収集し、その進捗状況を調査した。

2 パンフレット「ぐんまの成年後見人」の配布及びその周知

成年後見センター・リーガルサポート群馬支部が発行したパンフレット「ぐんまの成年後見人」を県内官公署及び各自治体に頒布し、成年後見制度や、その担い手となる司法書士の周知に努めた。

〔その他の活動〕

1 玉村町との「生活困窮者等支援に関する協定」の締結

本会は、令和3年4月27日、玉村町との間で「生活困窮者等支援に関する協定」を締結した。この協定は、地域共生社会の理念に基づき、玉村町と本会とが相互に連携・協力して、町民の権利侵害や生活困窮等の課題について解決を図ることにより、すべての町民の生存権が尊重され、町民一人ひとりが地域において孤立することなく暮らせることを目的とする。そして、この目的を達成するため、玉村町は、司法書士法に規定する各業務に関する事項につき、本会に対して協力を要請することができるとした。（協定書については添付資料のとおり）

司法書士会と地方自治体とが、こうした趣旨の協定を締結することは全国でも他に例を見ないものである。

この協定に基づく令和3年度の協力要請件数は、21件である。

不動産売買契約その他の契約における司法書士指定条項に関しての一考察

群馬司法書士会 法制度委員会

第1 はじめに

1 問題の所在

昨今、宅地分譲業者や建売分譲業者が顧客に販売する際の売買契約書に「本物件の所有権移転登記手続きは売主が指定した司法書士を利用するものとする」旨の条項や、金融機関が住宅ローン等を融資する際に債権保全のための抵当権設定登記について、司法書士は金融機関が指定した司法書士を利用することを条件とした特約（以下これらを併せて「司法書士指定条項」という。）の付されているものが散見される。

このような司法書士指定条項は、事業者の公正かつ自由な競争の促進により一般消費者の利益確保、国民経済の民主的で健全な発達の促進を目的とした私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）や、消費者の利益を一方的に害する条項の無効を定めた消費者契約法第10条に照らして、適法なものであるのか大いに疑義がある。

2 契約自由の原則

契約は、その締結、その内容、その方式、いずれも自由になされなければならないという契約自由の原則は、民法を貫く基本的な原則であり、今般の民法改正（平成29年法律第44号）により、明文化されたところである（締結の自由につき民法第521条第1項、内容の自由につき同条第2項、方式の自由につき第522条第2項）。したがって、司法書士指定条項についても、契約自由の原則の下、そのような条項を設けることもまた自由であるとの考えも成り立ち得るであろう（但し、契約自由の原則の内容の一つである相手方選択の自由に反することは後記第2、1（3）イ（イ）に記載するとおりである）。

市民がその経済活動において創意工夫を凝らして自由に活動することができ、それによって資本主義経済は発展する、というのが契約自由の原則の考え方であり、そのためには、自由な競争原理が実質的に機能することが契約自由の原則の大前提となるのであって、自由な競争原理が実質的に機能するということが担保されて初めて契約自由の原則は成立

しうることになる。

そして、契約自由の原則の大前提である自由な競争原理を歪める取引形態があれば、これを禁止するものが、「公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的」（独占禁止法第1条）とする独占禁止法である。

第2 独占禁止法及び消費者契約法その他の各観点からの考察

1 独占禁止法の観点から（不当な抱き合わせ販売等を中心として）

(1) 公正取引委員会は、独占禁止法第2条第9項第6号を受け、「相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること」を「抱き合わせ販売等」として、独占禁止法第19条で禁止する不公正な取引方法に指定している（「不公正な取引方法」（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号（平成21年10月28日公正取引委員会告示第18号改正））（以下「一般指定」という。）第10項）。

(2) 上記一般指定第10項に司法書士指定条項を当てはめると、顧客（＝相手方）に対し、分譲不動産の販売または住宅ローン等の融資（＝商品または役務の供給）に併せて不動産登記申請代理業務（＝他の役務）を指定司法書士（＝自己の指定する事業者）から購入させ、もしくは取引するよう強制するものである。これらを分譲不動産の販売または住宅ローンが「主たる商品役務」に、不動産登記申請代理業務が「従たる商品役務」にそれぞれ相当するとすれば、両者をセットにする司法書士指定条項は抱き合わせ販売に該当することになる。

かかる司法書士指定条項は、顧客にとっては司法書士選択の自由が制約されることを意味すると同時に、指定司法書士を除く多くの司法書士らにとっては不動産登記申請代理業務の取引から排除されるという自由な競争を減殺する作用をもたらすものであり（他者排除）、これにより不動産登記申請代理業務の取引の分野における公正かつ自由な競争を阻害するおそれ（不当性＝公正競争阻害性）をもたらすことになる。

(3) 司法書士指定条項が上記一般指定第10項に該当する不当な抱き合わせ販売となるかどうかは、①分譲不動産の販売または住宅ローン等の融資が従たる商品役務の購入または取引を強いる力を有する「主たる商品

役務」に該当すること、及び②その効果が「従たる商品役務」に相当する不動産登記申請代理業務の取引の分野における競争を不当に阻害することに係る公正競争阻害性を有することに依拠する。その上で、司法書士指定条項に何らかの合理性があって、公共の利益に反せず、不当性を阻却するものであるかどうかも見えてみることにする。以下、これら3点についてさらに検討する。

ア 「主たる商品役務」の存在

顧客が、司法書士指定条項を含む契約を締結したくないのであれば、契約しないこともまた契約自由の原則の一側面であり、顧客にそれが許されることは、それこそ契約自由の原則からして当然である。

まず、宅地分譲業者や建売分譲業者が扱う商品である不動産について検討するに、特定の不動産はそこにしかない唯一無二のものであり、顧客は売買価格や土地の坪数、建物の間取りやデザインのみならず、住環境その他の立地条件等を総合的に勘案して、購入を決断するのであって、司法書士指定条項が付されていることをもって契約しないと決断することは、すなわち、当該不動産の購入をあきらめるという結果をもたらすことになる。

換言すれば、唯一無二の物であり、他に代替性のない特定の不動産となった時点で、当該特定の不動産を購入するためには事業者の指定する司法書士と登記申請に関する委任契約を締結しなければならず、それ以外の司法書士と委任契約を締結することは許されず、無論のこと司法書士に委任せずに顧客自らが登記申請を行うことも許されない。そして、事業者の指定する司法書士と委任契約を締結しないのであれば、当該不動産の売買契約そのものを成立させることはできないというものであって、分譲不動産の販売を「主たる商品役務」と評価できることを根拠づけるものである。

次に、金融機関が扱う住宅ローンについても、不動産購入のための資金調達方法として、住宅ローンを利用せざるをえない顧客にとって、司法書士指定条項が付されていることをもって住宅ローンを利用しないと決断することは、不動産の購入そのものを断念せざるをえないという結果をもたらすこととなるから、分譲不動産の販売と同様に、住宅ローン等の融資を「主たる商品役務」と評価できることを根拠づけることができる。

イ 公正競争阻害性の存在

(ア) 司法書士報酬の観点から

かつて、司法書士の報酬は、任意に定めることができるならば、

司法書士の自由競争を認める結果となり、司法書士の品位、秩序の維持が困難になるおそれがあるとして、平成14年法律第33号による改正前の司法書士法では、「司法書士の報酬に関する規定」は司法書士会の会則に記載しなければならないとされ（第15条第6号）、かつ、その変更には法務大臣の認可を受けなければならないとされていた（第15条の2）。

かかる時代であれば、司法書士の報酬額も均一化されていたのであるから、司法書士指定条項によって顧客の司法書士選択権が制約を受けたとしても、それによりもたらされる顧客の不利益は大きなものではなかったであろう。

ところが、『規制改革推進3か年計画』（平成13年3月30日閣議決定）において、「資格者間における競争を活性化する観点から、…司法書士…について、報酬規定を会則記載事項から削除する」とされたことを受け、「利用者に対し、より低廉なサービスを提供することができるようにし、資格者間における公正有効な競争の活性化」（『注釈司法書士法（第三版）』19頁／テイハン）を図るべく、平成14年法律第33号により会則記載事項から報酬規定が削除され、報酬が自由化された経緯がある。

このような中で、司法書士指定条項を認めるならば、顧客の司法書士選択の自由は制約され、資格者間の公正有効な競争は阻害されることとなり、低廉なサービスどころか、報酬はより高騰するか、そうでなくとも高止まりすることは自明であると言え、利用者は高額・割高な報酬の支払いを余儀なくされることとなるのは不可避である。司法書士指定条項による他者排除によって公正競争阻害性もたらされ、顧客の利益が大きく損なわれる要因となっている。

現実に、有力な宅地分譲業者、建売分譲業者や金融機関がはじめとなって、司法書士指定条項の設定が定型化し、それが伝播していく、すなわち、行為（司法書士指定条項の設定）が広がる傾向にあり、この現状を放置すれば、累積的かつ相乗的に不動産登記申請代理業務の取引の分野（市場）の閉鎖性が昂進する差し迫った具体的危険が認められる。

報酬自由化が、司法書士指定条項と相まって報酬の高騰、高止まりを許しているとなれば、何とも皮肉としか言いようがない。

（イ）契約の自由（相手方選択の自由）に反する

前記1（2）に既述のとおり、契約自由の原則は民法を貫く基本的な原則であるが、その内容である自由の一つには相手方選択の自

由が含まれる。もっとも、この相手方選択の自由については、今般の民法改正によっても明文化されていないが、だからといってないがしろにされるべきではない。

相手方選択の自由は、契約締結に際しては、特定の者だけを相手方とすべきであるとの拘束を受けずに、どのような者をその契約の相手方に選ぶこともできるという自由である。

事業者が指定する特定の司法書士との委任契約を義務付けることは、この相手方選択の自由に反することになるから、すなわち、契約自由の原則にも反することとなり、公正な競争を阻害する要因となっている。

(ウ) 委任契約の特殊性

委任契約は、売買契約等とは本質的に異なり、「当事者間の信頼関係」に基礎を置く契約であると言われる。委任契約にとって当事者間の信頼関係が重要な要素であるからこそ、委任契約の当事者はいつでも契約を自由に解除することができ（民法第651条第1項）、解除にやむを得ない事由があれば、相手方にとって不利な時期に解除したとしても、相手方に対する損害賠償の責任さえ負わない（同条第2項）とされているのである。

顧客にとっては、事業者が指定した全く面識のない司法書士との間で、その報酬の支払いを負担して、当事者間の信頼関係が第一とされる委任契約の締結を義務付けるということ自体、公正な競争を阻害する一要因であるばかりでなく、委任契約の趣旨にそぐわないものと言うことができよう。

ウ 不当性を阻却する公益性の不存在

司法書士指定条項を用いる事業者にとっては、司法書士を指定することにより、その業務の効率化が図られることや、重要書類の授受などで生じる危険の除去（取引の安全性確保）のために必要だということから、司法書士指定条項の正当性が主張されることが多いだろうと推察される。

このうち、まず、業務の効率化について、それが不当でないというためには、事業者にとって業務の効率化に資するというだけでなく、かつ、そのことが顧客の利益にも資するものでもあると言えなければならないであろう。しかし、司法書士指定条項によって事業者の業務の効率化が図られたとしても、それは、偏に事業者だけの利益に資するものであって、顧客の利益に資するものとは考えられない。

次に、取引の安全性確保の点からは、確かに、所有権移転登記や抵

当権設定等などの権利の登記についての登記申請手続には、共同申請主義（不動産登記法第60条）が採られていることから、事業者と顧客とが共同して行う必要があり、顧客が任意に選択した指定司法書士でない司法書士に委任することに事業者が不安を感じる（指定司法書士でないと安心できない）といった面が拭えないとも考えられうる。

しかし、司法書士は、司法書士となる資格を有する者（司法書士法第4条）が、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に登録（司法書士法第8条）されてはじめて司法書士としての業務を行うことができるという強制入会制（入会しないと業務を行ない得ない）であって、司法書士（司法書士法人を含む）でない者は司法書士業務を行うことができない（司法書士法第73条）。また、「司法書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない」（司法書士法第2条）とされているほか、所属司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則遵守義務（司法書士法第23条）もあり、これらの義務に反した場合には法務大臣により懲戒に処せられる（司法書士法第47条）こととなるのであって、その資質や能力への不安から指定司法書士でないと安心できないという事業者の不安は杞憂に過ぎず、公正競争阻害性を正当化することはできない。しかも、その登記費用（司法書士報酬）を支払うのは、事業者でなく顧客の側である。

さらに、顧客の選択した指定司法書士でない司法書士がどうしても信用できないならば、事業者の側は指定司法書士に委任し、顧客は任意の司法書士に委任することも可能である（必ずしも同一の司法書士に委任しなければならない必然性はない）ことからしても、事業者の指定司法書士との委任契約を顧客に強制することの正当性を見出すことはできない。むしろ、顧客が任意に選択した司法書士に対する事業者の不安に正当性があるのであれば、そのまま事業者の指定司法書士に対する顧客の不安もまた正当性があることとなり、顧客に指定司法書士との委任契約を強制すること（他者排除）の不当性はさらに高まるとさえ言える。

- (4) このように、宅地分譲業者や建売分譲業者が分譲不動産を顧客に販売する際や、金融機関が債権保全のために抵当権設定をする際の司法書士指定条項の公正競争阻害性を正当化する理由は見当たらないから、これら事業者の行う取引は、一般指定第10項に規定する不公正な取引方法（不当な抱き合わせ販売等）に該当し、独占禁止法第19条に違反するものと言わざるを得ない。

- (5) なお、これらの取引は、課徴金（独占禁止法第20条の6）が課せられることとなる独占禁止法第2条第9項第5号ハ（優越的地位の濫用）に該当する不公正な取引方法である可能性をも排除できないことを付言する。

2 消費者契約法の観点から

- (1) 宅地建物取引業者や金融機関は当然に事業者であり、顧客が事業としてまたは事業のために契約の当事者となる場合でない個人であれば、宅地建物取引業者や金融機関とこの顧客との間で締結される契約は消費者契約となる（消費者契約法第2条）。
- (2) 消費者の利益を一方的に害する条項の無効を定めた消費者契約法第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と規定する。

以下、この規定の適用につき検討する。

ア 前段要件について

本条中の「法令中の公の秩序に関しない規定」すなわち任意規定には、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当」（平成23年7月15日最高裁判所第二小法廷判決）と解されている。

契約における相手方選択の自由は、民法に明文化されてはいないものの、前記第2、1（3）イ（イ）に既述のとおり、民法を貫く基本的な原則である契約自由の原則の一内容である。司法書士指定条項は、この相手方選択の自由の原則に反し、事業者が指定する特定の司法書士との委任契約を義務付けるという点で、消費者の選択の自由を拘束するものであり、任意規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するものである。

イ 後段要件について

次に、民法第1条第2項に規定する基本原則（信義誠実の原則）との関係では、前記第2、1にて検討のとおり、司法書士指定条項の付された取引は、独占禁止法に違反する不公正な取引方法に該当するものであり、それ自体、公序良俗に違反するものであり、信義誠実の原則に反し、消費者の利益を一方的に害するものと言える。

また、信義誠実の原則に反し消費者の利益を一方的に害するか否かについては、「消費者契約法の趣旨、目的（同法1条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべきである」（前掲最高裁判所判決）とされているから、以下、この点につきさらに検討する。

(ア) 消費者契約法の趣旨は、「消費者と事業者との間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な『情報の質及び量並びに交渉力の格差』に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにすることによって、消費者契約に関するトラブルの公正かつ円滑な解決に資する」（消費者庁『逐条解説』（平成31年2月））ことである。

消費者契約における両当事者の間で意思表示（申込み、承諾）が形式的に合致していても、消費者契約の特性ともいえる、消費者と事業者との間に存在する契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に起因して、消費者の意思表示に瑕疵がない場合であっても、消費者に著しく不利な内容の契約が締結されて、消費者が著しく重い義務を負ったり本来有する権利を奪われたりするなど、客観的に推断される意思の内容が、消費者の真意と必ずしも同じでない場合が多いことに鑑み、消費者と事業者との間に存在する、契約の締結、取引に関する構造的な「情報の質及び量並びに交渉力の格差」に着目し、消費者に自己責任を求めることが適切でない場合のうち、契約締結過程及び契約条項に関して、消費者が契約の全部又は一部の効力を否定することができるようにする場合を、新たに定めたものが消費者契約法である（前掲『逐条解説』より抜粋）。

(イ) 司法書士指定条項は、前述第2、1（3）のとおり、消費者が当該不動産の購入を検討し、住宅ローンの利用を検討するに至った事情その他、交渉力の格差とも相まって、消費者は事業者に言われるがままに、その提示する条件にしたがって事業者との契約を締結せざるをえなくなっているという契約が成立するに至った過程（契約締結過程）を見ても、消費者が相手方選択の自由の原則から本来有すべき司法書士選択の自由を不当に奪われるものである。

(ウ) その他、司法書士指定条項を正当化すべき理由は見当たらないから、司法書士指定条項は、消費者契約法の趣旨その他諸般の事情を

総合考量するに、信義誠実の原則に反し、消費者の利益を一方的に害するものであると言える。

- (3) したがって、司法書士指定条項は、消費者契約法第10条に反するものであり、無効とされる可能性が極めて高いと言わざるをえない。

3 その他

- (1) 司法書士は、双方代理により登記申請業務を行うことの多いその業務の特性ゆえに職務の独立性、より高度な信頼性が求められる。この点、事業者の指定する司法書士でなければならないとする司法書士指定条項は、司法書士に求められるべきその職務の独立性にも疑念を抱かせかねず、惹いては司法書士への国民の信頼の低下にもつながりかねないとの危惧を禁じ得ない。
- (2) さらに指摘するならば、「司法書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。」とする司法書士倫理第13条第2項に反し、紹介料としての対価（いわゆるキックバック、バックマージン）の支払いの温床ともなりかねないものでもあり、この点からも看過することはできない。

第3 結語（まとめ）

以上検討のとおり、司法書士指定条項は、独占禁止法や消費者契約法に抵触するおそれが極めて大きいと思料するので、これを早期に是正するため、日本司法書士会連合会及び各司法書士会においても検討の上、公正取引委員会のほか、宅地建物取引業者を監督する国土交通省及び各都道府県知事並びに銀行を監督する金融庁に対し、しかるべき措置をとることを促すなどの対応をする必要があると考える。

- (注) この論文は、民事法研究会「市民と法」第134号に掲載されたものであることを申し添えます。

生活困窮者等支援に関する協定書

玉村町（以下「甲」という。）と群馬司法書士会（以下「乙」という。）は、玉村町内の高齢者や障がい者、生活困窮者等の支援に関する事業の遂行について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地域共生社会の理念に基づき、甲と乙が相互に連携・協力して、町民の権利侵害や生活困窮等の課題について解決を図ることにより、すべての町民の生存権が尊重され、町民一人ひとりが地域において孤立することなく暮らせることを目的とする。

（要請できる事項）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、次の事項について必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

- （1）登記又は供託手続に関する業務
- （2）法務局に提出する書類に関する業務
- （3）裁判所または検察庁に提出する書類に関する業務
- （4）法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴額140万円以下の訴訟、民事調停、仲裁事件、裁判外和解等の代理に関する業務
- （5）成年後見制度に関する業務
- （6）その他司法書士法に定める業務
- （7）上記（1）から（6）に関する相談会の実施
- （8）上記（1）から（6）に関する相談員の派遣
- （9）上記（1）から（6）に関する講演会の実施
- （10）上記（1）から（6）に関する事例検討会の実施

2 乙は、甲から前項で定める要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに回答するものとする。

3 乙は、要請に応じて、講師・相談員を派遣する場合において、講師・相談員は、乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（要請の方法）

第3条 甲が要請を行うときは、乙に、相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請すること

ができる。

(態勢整備等)

第4条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するよう最大限努めるものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(相談料)

第5条 乙は、第二条一項七号に定めた相談会において応じた相談者又は甲からの要請書による相談者からは、相談料を徴しないものとする。

(協定の存続期間)

第6条 この協定の存続期間は、協定締結日から1年間とする。但し、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月27日

(甲) 群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

玉村町

玉村町長 石川 眞男 印

(乙) 群馬県前橋市本町一丁目5番4号

群馬司法書士会

会 長 西川 正 印

年 月 日

協力要請書

群馬司法書士会 御中

玉村町長

下記のとおり、協力を要請します。

(1) 協力を要請する事項

- 登記又は供託手続に関する業務
- 法務局に提出する書類に関する業務
- 裁判所または検察庁に提出する書類に関する業務
- 法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴額 140 万円以下の訴訟、民事調停、仲裁事件、裁判外和解等の代理に関する業務
- 成年後見制度に関する業務
- その他司法書士法に定める業務 ()

(2) 協力を要請する事項に関する具体的な内容

--

年 月 日

協力要請書

群馬司法書士会 御中

玉村町長

下記のとおり、協力を要請します。

(1) 協力を要請する事項

- 相談会の実施
- 相談員の派遣
- 講演会の実施
- 事例検討会の実施

(2) 開催場所

(3) 開催日時

(4) その他 (どんな相談会等を開催したいか詳細を記載して下さい。)

【広報部】部長 浅野勇貴 次長 荻野裕司 部員 山口諒太

1 対内広報

- (1) 会の活動や実務に係わる法改正情報などを紹介するため、会員通信を6回発行した。
- (2) 会員専用ウェブサイトの保守管理及び維持を行った。

2 対外広報

- (1) 新聞など定期刊行物の出版元から提案を受けた広告企画に関し、司法書士業務の周知又は相談需要の喚起に資するものについて、逐次広告出稿を行った。
- (2) 対外用ウェブサイトに次の掲示を行った。
 - ① 抽選でオリジナル QUO カードが当たる「司法書士の日」記念クイズ (令和3年7月27日)
 - ② 司法書士試験合格者の方 ご連絡ください！(新入会員研修の勧誘、令和3年11月12日)
 - ③ 緊急！『生活困窮者支援のための年末年始無料電話相談会』のお知らせ (令和3年12月8日)
 - ④ 司法書士を目指してみたい方へ 司法書士資格ガイダンス2月開催！ (令和4年1月21日)
 - ⑤ 「ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する会長声明」を发出 (令和4年3月4日)
 - ⑥ 新型コロナ生活相談&フードバンク in 玉村 令和4年3月17日開催 (令和4年3月8日)
- (3) 当会の YouTube チャンネルで次のコンテンツを公開した。
 - ① 「玉村町と群馬司法書士会は、困窮者支援に共同で取り組みます。」 (令和3年5月7日)
 - ② 「遺言書保管制度！！富所氏、遺言書を預けに、法務局に行く！！」 (令和3年11月26日)
※この制作物は前橋地方法務局ホームページにも提供した。
(https://houmukyoku.moj.go.jp/maebashi/page000001_00079.html)
 - ③ 「司法書士会新会長に聞く 困窮者向け相談体制の拡充など」(令和3年12月1日)
 - ④ 「年末年始も休まず 群馬司法書士会の無料電話相談」(令和4年1月6日)

(4) 講師等を下記の通り派遣した。

① 群馬県用地対策連絡協議会（不動産登記法の講義、令和3年6月25日）

② 関東信越税理士会群馬県支部連合会（各種法定代理人に関する講義、令和3年10月19日）

③ FM GUNMA「news ONE」（相続登記義務化の解説、令和4年2月8日）

(5) フリーペーパー「朝日ぐんま」に、令和4年3月から4か月にわたって、月に1回のペースで当会会長等のインタビューを掲載する施策（記事風広告）を行っている。

〔会報編集委員会〕

委員長 桑原潤

委員 五十嵐洋、石井一寛、井上誠之、岡本陽義、木村明宣、佐藤郁恵、
関辰朗、堀川寛人、茂木徹

1 会報「執務現場から」第53号

例年、研修会の音声データを文字起こしした記事が多く、特に群馬青年司法書士協議会のフルメンバー研修会に依存するところが大きかった。ところが、令和2年度はフルメンバー研修会が感染症対策のために開催されなかったため、例年の構成では誌面を埋めることが困難になった。

そこで、3名の会員から「忘れられないあの事件」をテーマにした実務体験記を執筆していただいた。また、新型コロナに関する会員アンケートの結果や、過去5年間の会員別の会務の一覧といったデータ集も収録した。

なお、令和2年が群馬司法書士会の100周年、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート群馬支部の20周年にあたることから記念行事が行われ、これに登壇した小説家の絲山秋子さんとアンカンミンカンの富所哲平さんを表紙に起用した。

2 同第54号

編集体制を再整備し、期日の発行に間に合うよう準備を行った。

〔法教育委員会〕

委員長 富沢靖司

委員 鈴木克利、関辰朗、茂木徹、吉原亜矢、米澤智子

本年度は令和2年度以上に感染症対策が求められたため、学校行事に司法

書士を派遣することを目的とする当委員会は、活動の機会を得ることができなかつた。

【相談部】 部長 鈴木克利 次長 茂木徹 部員 木村明宣

〔総合相談センター運営委員会〕

委員長 鈴木克利

委員 江原崇人、大平覚、狩野豊宏、佐藤真人、戸丸和夫、中林和典、仲道宗弘、松本敦、三ツ木美詩、茂原玲子、米澤智子

1 本年度の相談センターの運営状況について

本年度は、前年度に引き続き、新型コロナの影響により面談形式による相談会の開催を制限せざるを得ない状況だった。

面談相談を希望する声は事務局にも電話相談にも多数寄せられていたが、再開にあたっては、コロナ禍の社会情勢を踏まえつつ適切に判断することとした。

2 各種相談センターの運営

本年度、各相談センターに寄せられた相談件数の合計は1,926件であった。

各相談センターの集計の内訳は次表を参照していただきたい。

(1) 無料電話相談センターの運営

月曜日から金曜日まで（祝日除く） 群馬司法書士会本館

10：00～16：00 電話／2交替制

※ 相談件数：合計1,820件〔前年度：1,805件〕

(2) 無料相談センター前橋会場の運営

第2、第4土曜日 群馬司法書士会別館相談室

13：00～16：00 電話、面談

※ 相談件数：合計71件〔前年度：45件〕

※ 新型コロナの影響により開催期間は7月、10月、11月、12月、1月のみ

(3) 無料相談センター東毛会場の運営

第2土曜日 太田商工会議所

13：00～16：00 面談

- ※ 相談件数：合計 9 件〔前年度：中止〕
- ※ 新型コロナの影響により開催期間は 11 月、12 月、1 月のみ
- (4) 有料相談センターの運営
 - 月曜日から金曜日まで（祝日除く） 群馬司法書士会別館
 - 10：00～16：00 面談／予約制
 - ※ 相談件数：合計 1 件〔前年度：0 件〕
- (5) 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）
 - ※ 相談件数：0 件〔前年度：0 件〕
- (6) 司法書士労働相談センターの運営
 - 毎月第 2、第 4 火曜日の 18：00～21：00
 - ※ 相談件数：10 件〔前年度：5 件〕
- (7) ぐんま養育費相談センターの運営
 - ※ 相談件数：15 件〔新設〕
- (8) 相続登記相談センター（日司連が開設したフリーダイヤルの転送）
 - ※ 相談件数：12 件〔新設〕

司法書士総合相談センター集計結果（令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月）

（注）（ ） …… 前年度件数 - …… コロナにより中止

<相談件数>

	平日電話	前橋	東毛	有料相談	法テラス	労働	養育費	合計
4月	173 (122)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1	176 (122)
5月	139 (118)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1	140 (118)
6月	155 (158)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0	157 (158)
7月	145 (186)	10 (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	158 (186)
8月	152 (140)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3	155 (140)
9月	166 (137)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2	168 (137)

10月	166 (147)	19 (11)	－ (－)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0	187 (158)
11月	168 (158)	20 (25)	1 (－)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0	189 (185)
12月	141 (165)	18 (9)	5 (－)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2	167 (174)
1月	150 (158)	4 (－)	3 (－)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1	160 (158)
2月	117 (136)	－ (－)	－ (－)	1 (0)	0 (0)	1 (2)	0	119 (138)
3月	148 (180)	－ (－)	－ (－)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	2	150 (181)
合計	1820 (1805)	71 (45)	9 (－)	1 (0)	0 (0)	10 (5)	15	1926 (1855)

< 事件別件数 >

	平日電話	前橋	東毛	有料	法テラス	合計
登記・供託 ・相続関係	863 (1042)	32 (27)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	900 (1069)
多重債務関 係	95 (89)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	98 (91)
民事一般	259 (201)	9 (9)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	268 (210)
成年後見 ・家事関係	507 (233)	22 (6)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	530 (239)
その他	127 (230)	7 (1)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	138 (231)
合計	1851 (1805)	73 (45)	9 (0)	1 (0)	0 (0)	1934 (1850)

※ ただし、重複選択を含む。

<相談を何で知ったか>

	平日電話	前橋	東毛	有料	法テラス	労働	養育費	合計
司法書士会	44 (42)	8 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0	54 (44)
法テラスコールセンター	22 (16)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	22 (17)
法テラス地方事務所	42 (20)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	43 (20)
ホームページ	299 (265)	26 (12)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1	329 (278)
新聞	17 (18)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	1	23 (22)
TV・ラジオ	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	1 (0)
自治体等、公的機関	801 (746)	18 (22)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4	823 (768)
消費生活センター	33 (28)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	34 (28)
その他相談窓口	14 (10)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	16 (11)
他士業団体	2 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	2 (6)
その他	117 (118)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4	121 (121)
以前に利用したので	88 (70)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	92 (73)
不明	340 (466)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	5	351 (467)
合計	1820 (1805)	71 (45)	9 (0)	1 (0)	0 (0)	10 (5)	15	1926 (1855)

3 各種相談会

- (1) 全国一斉子どものための養育費相談会 ※群馬青年司法書士協議会との共催

実施日時 令和3年9月25日(土) 10:00~16:00

場 所 群馬司法書士会別館

相談件数 1件(電話相談)

- (2) 全国一斉生活保護相談会 ※群馬青年司法書士協議会との共催

日 時 令和4年1月30日(日) 10:00~16:00

場 所 群馬司法書士会別館

相談件数 11件(電話相談)

※ 例年実施していた下記相談会は新型コロナの影響により中止した。

- ・ 県下一斉無料相談会
- ・ 巡回無料相談会
- ・ 税理士・司法書士による「相続・遺言無料合同相談会」
- ・ 女性のための女性司法書士による無料相談会

4 相談事業に関する広報

リーフレットを県内の各役所に定期送付した他、新聞、タウンページでの広告、ウェブサイトでの相談会の告知などを中心に広報活動を行った。

〔ADR運営委員会〕

委員長 津久井孝広

委員 浅野勇貴、岩沼良堯、江原崇人、岡田直彦、川井孝之、木村明宣、桑原潤、小曾根広行、清水俊作、高橋克彦、田中美幸、廣川道明、笛木大哉、宮原直樹、茂木光男

当委員会では前年度に引き続き、群馬司法書士会ADRセンター「かいけつ☆おさまる」(以下「当センター」という)の運営及び研修会の開催を柱に活動を行った。当センターが平成21年4月に発足してから丸13年が経過したが、その運営は試行錯誤の連続であった。本年度も、委員会のメンバーはもちろん、世話人名簿やADR担当司法書士名簿の登載者、当センター発足以来協力いただいている会員の尽力により、実績を積み上げることができた。

1 ADRの実施(令和3年1月~令和3年12月)

<受付件数> 6件

内訳	不受理	0件
	相手方と連絡が取れず終了	0件
	相手方の不応諾による終了	1件
	申込人の取り下げ	2件
	調停実施	3件
	（うち合意	1件）
	（うち不調	2件）
	（うち調停中	0件）
	継続	0件

＜取り扱い内容＞ 労働トラブル事件（1件）、遺産分割トラブル事件（1件）、家族間トラブル事件（1件）、隣地火災トラブル事件（1件）、住宅建築トラブル事件（1件）、賃貸不動産トラブル事件（1件）

本年度は当センターに6件の申し込みがあり、そのうち3件で話し合いを実施し、そのうち1件が合意という結果となった。申し込み件数は例年と比べて少ないが、コロナ禍の状況下でありながらのこの数字ということを見ると、一定程度、市民の権利擁護に寄与できたと考える。

2 ADR研修

(1) 新入会員研修会（令和4年3月12日 別館）

当委員会の委員が講師となり、新入会員向けにADRについて講義をした。委員による調停ロールプレイを新入会員に見てもらい、傾聴のワーク等を体験してもらうことを通じて、当センターが採用する自主交渉援助型の理解を深めてもらった。

3 リーフレットの再配布

当センターのリーフレットを県内各市町村、裁判所、法務局等の関係機関に再配布した。

4 群馬会内広報

Facebookを中心にADRに関する情報を適宜発信した。

〔法テラス対応委員会〕

委員長 中林和典

委員 清水敏晶、松浦義仁、岡田直彦、板倉真、岡本陽義、笛木大哉、大木淳浩、河端豊

1 法テラスとの連携

本年度は、当会側の執行部が細かく変化したこと、日本司法支援センター群馬地方事務所（法テラス群馬）の側も事務局長が交代したことなどから、連携が上手くいかず、法テラス群馬との協議会を開催することができなかった。無理やり開催しても意味のある協議ができない状況だったが、大きな反省点となった。

2 簡裁訴訟代理法律相談センター（法テラス指定）の運営

前年度に引き続き、本年度の相談件数は0件だった。ただ、未だ新型コロナのまん延状況に大きな変化がないことを考えるとやむを得ない部分もあった。

司法書士総合相談センター東毛会場が法テラス指定相談場所に指定されているが、その東毛会場自体がほとんど稼働できず法テラス指定相談につなげることはできなかった。前橋会場もそれに近い状況であった。

3 民事法律扶助の利用促進に関する検討

本年度も、新型コロナの影響により裁判研修があまりなく、民事法律扶助の利用促進ができなかった。この点も反省点となる。

4 特定援助対象者法律相談援助事業、相談員の派遣

法テラス群馬に対して相談員名簿を提出しており、その名簿に従い相談員派遣の依頼がされているところである。名簿の再検討が必要だが、検討ができなかった。改めて着手したいと考えている。

5 扶助審査委員の派遣

本年度は2名派遣していた。次年度は法テラス群馬からの働きかけもあり3名派遣することが決まっている。引き続き派遣を継続する予定である。

6 新入会員向けの研修会

本年度は、当委員会の委員を講師として開催することができた。ただ、研修内容が講師任せとなってしまい、委員会としてあまり準備ができなかった。

【研修部】 部長 板倉真 次長 田中智 部員 清水博文

〔会員研修委員会〕

委員長 関口英典

委員 板垣大祐、伊藤真一、大木淳浩、小野祐輝、島田信子、高橋昭安、堀川寛人、松本敦、山田征弘

本年度も、前年度から引き続き新型コロナの影響で集合研修があまり出来なかったため、研修会のほとんどを Zoom による配信の形式で実施するとともに、会館で実施したときも Zoom 配信を併用した。また、Zoom を使ったことがない会員に向けて研修の受け方の案内に力を入れた。

本会主催の研修会のほか、単位の取得率向上のため、eラーニングの利用促進にも取り組み、利用方法などを説明した手引きを作成して会員に配布した。

1 会員研修会として次の研修会を実施した。

1	開催日：令和3年4月8日（木） 【Zoomのみ】 テーマ：「遺言と登記」 講師：及川修平先生（福岡県会） 担当：会員研修委員会（eラーニング配信）
2	開催日：令和3年4月21日（水） 【Zoomのみ】 テーマ：「涉外相続入門（1）」 講師：西山慶一先生（京都会） 担当：会員研修委員会（eラーニング配信）
3	開催日：令和3年5月8日（土） 【Zoomのみ】 ※再開催 令和3年5月21日（金）、令和3年5月26日（水） テーマ：「保佐・補助の実務」 講師：名倉勇一郎先生（成年後見センターリーガルサポート制度改善検討委員会委員長） 担当：リーガルサポート群馬支部
4	開催日：令和3年7月3日（土） 【Zoomのみ】 テーマ：「司法書士と憲法」 講師：安里長従先生（沖縄県会） 担当：会員研修委員会
5	開催日：令和3年7月16日（金） 【Zoomのみ】 テーマ：「意思決定支援研修（意思決定支援をふまえた後見実務の実際）」 担当：リーガルサポート群馬支部
6	開催日：令和3年8月7日（土） 【Zoom併用】 テーマ：「債務整理」第1回 講師：森田裕一会員 担当：業務拡充委員会・市民の権利委員会消費者部会

7	開催日：令和3年10月2日（土） 【Zoom併用】 テーマ：「債務整理」第3回 講師：弁護士 平賀真明先生（群馬弁護士会） 担当：業務拡充委員会・市民の権利委員会消費者部会
8	開催日：令和3年10月9日（土） 【集合】 テーマ：「不動産取引の意思能力に関する裁判例」 講師：弁護士 平田厚先生（第二東京弁護士会） 担当：会員研修委員会（日司連同時配信研修）
9	開催日：令和3年10月16日（土） 【Zoom併用】 テーマ：「債務整理」第2回 講師：石井一寛会員 担当：業務拡充委員会・市民の権利委員会消費者部会
10	開催日：令和3年10月21日（木） 【Zoomのみ】 テーマ：「判決による登記の注意点」 講師：加藤俊明先生（神奈川県会） 担当：会員研修委員会（弁護士会との合同研修会）
11	開催日：令和3年10月30日（土） 【Zoomのみ】 テーマ：「セクシュアル・マイノリティに対する実務対応」 講師：浅野勇貴会員、平子綾子先生（日司連市民の権利擁護推進室） 担当：市民の権利委員会
12	開催日：令和3年11月6日（土） 【Zoom併用】 テーマ：「債務整理」第4回 講師：池末晋介会員 担当：業務拡充委員会・市民の権利委員会消費者部会
13	開催日：令和3年11月8日（月）・同月26日（金） 【Zoomのみ】 テーマ：「在留外国人の相続に関する研修」第1部・第2部 担当：会員研修委員会（eラーニング配信）
14	開催日：令和3年11月11日（木）・同月25日（木） 【Zoomのみ】 テーマ：「登記事務から見た民事信託」前編・後編 講師：川寄一夫先生（新潟県会） 担当：会員研修委員会
15	開催日：令和3年12月5日（日） 【Zoom併用】 テーマ：「土地家屋調査士から見た農地法と区画整理」 講師：土地家屋調査士 堀越義幸先生（群馬土地家屋調査士会）

	担 当：会員研修委員会
16	開催日：令和3年12月21日（火） 【Zoomのみ】 テーマ：「遺言と税務」 講 師：税理士 鈴木淳先生 担 当：会員研修委員会（eラーニング配信）
17	開催日：令和4年1月15日（土） 【Zoomのみ】 テーマ：「インターネットにおける誹謗中傷等事件の対応について」 講 師：高山典和先生、吉田千洋先生（ともに長野県会） 担 当：市民の権利委員会
18	開催日：令和4年1月23日（日） 【Zoomのみ】 テーマ：「空き家・所有者不明土地と民法及び不動産登記法改正」 講 師：山野目章夫先生（早稲田大学大学院法務研究科教授） 担 当：会員研修委員会（eラーニング配信）
19	開催日：令和4年2月22日（火）・同年3月2日（水） 【Zoomのみ】 テーマ：「司法書士倫理 実践編」Ⅰ・Ⅱ 講 師：石田京子先生（早稲田大学大学院法務研究科） 担 当：会員研修委員会（eラーニング配信）

2 単位

取得状況（令和4年3月31日現在）対象会員290人（途中退会1人）

12単位以上の取得者 （倫理2単位以上）	141名（48.6%） 〔参考〕令和2年度 150名（52.7%）
不足者（1単位以上12単位未満、倫理2単位未満）	66名（22.8%） 〔参考〕令和2年度 56名（19.7%）
未取得者（0単位）	83名（28.6%） 〔参考〕令和2年度 78名（27.4%）

※参考 令和2年度全国の12単位以上取得者61.4%（群馬会は全国32位）、
同不足者17.2%（群馬会は全国27位）、
同未取得者21.4%（群馬会は全国10位）

3 令和3年度日司連年次制研修

日司連の年次制研修は、日司連会員研修実施要領第3章に定める「職業倫理の保持を目的とし、司法書士会員が、登録・入会年次（5年に一度）ごとに参加する」研修で、平成18年から義務化された。

本年度は、新型コロナの影響で中止された前年度の対象者を含め 106 人を対象として実施した。新型コロナの感染対策として、例年通りの集合研修は開催せず、日司連研修ポータルの e ラーニングから対象講義を各自で受講する方法を原則とし、オンライン研修を利用できない対象者に対しては、令和 3 年 9 月 11 日に、別館にてプロジェクターで e ラーニング映像を上映し、その場でレポートを作成する形式で実施した。受講者はオンライン受講が 74 人、別館等での受講が 20 人、体調不良等で翌年度に延期が 11 人、退会が 1 人だった。

〔新入会員研修委員会〕

委員長 狩野豊宏

委員 井田峻介、飯嶋ゆう子、岡本陽義、永田留美、廣川道明、室田勤、
茂木徹、山口諒太、脇野孝一

受講者 渡辺裕行、小保方裕太、吉澤保治

< 講習会・ガイダンス実施日程 >

日時	講義	講師、その他
11/18 (木)	18:30 ～20:30 ガイダンス ・研修日程、注意事項、その他	
11/27 (土)	13:10 ～14:00 開講式 ・会長講話・研修費の交付 ・その他	
	14:30 ～17:30 記念講演 「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しに対して法律家が考えるべきこと」	高崎経済大学教授 金光寛之先生
12/4 (土)	9:00 ～12:00 司法書士基礎講座① ～不動産登記・立会の実務	講師：東歩 会員 近藤信隆 会員
	13:00 ～16:00 司法書士基礎講座② ～不動産登記・相続編	講師：狩野豊宏 会員
12/11 (土)	13:00 ～14:30 司法書士基礎講座③ ～周辺知識編（税金）	講師：植村仁 会員 脇野孝一 会員

	14 : 40 ～17 : 10	司法書士基礎講座④ ～周辺知識編(土地法・関連 士業)	講師 : 平田充 会員
12 / 18 (土)	9 : 30 ～12 : 00	司法書士基礎講座⑤ ～会社法・商業登記編	講師 : 伊藤真一 会員 石原秀一 会員
12 / 20 (月) ～ 1 / 16 (日)		関東ブロック新人研修 ※通信研修方式。日時は視聴期 間	
1 / 16 (日) ～ 2 / 1 (火)		中央新人研修 ※通信研修方式。日時は視聴期 間	
3 / 12 (土)	13 : 00 ～15 : 30	①会則、その他の規定等	講師 : 伊藤真一 会員
	15 : 40 ～17 : 10	②ADR研修(基礎編)	講師 : ADR運営委員 会
3 / 16 (水)	18 : 30 ～20 : 00	③ミニガイダンス (会の組織の説明、四団体)	四団体担当者
3 / 19 (土)	13 : 00 ～15 : 00	④成年後見制度の基礎と実 践	講師 : リーガルサポー ト群馬
	15 : 10 ～16 : 10	⑤-1 相談部の活動につい て(相談会の説明並びに 相談時の対応について) -2 法律扶助の活用につ いて	講師 : 相談部および法 テラス対応委員会
	16 : 10 ～17 : 10	⑥裁判業務(簡裁代理権の 活用) 並びに財産管理業務の推 進について	講師 : 業務拡充委員会

3 / 26 (土)	13 : 00 ～17 : 00	⑦－ 1 司法書士による消費者問題(債務整理・裁判業務)の実務 － 2 生活困窮者及び社会的弱者等の権利擁護のための活動について	講師：市民の権利委員会
	17 : 10	閉講式	

令和3年11月27日から令和4年3月26日の新入会員研修は、別館において開催し、それを会員研修(特に入会3年未満の会員向け)としてZoom配信した。

<配属研修>

本年度は希望者がいなかったため開催しなかった。

〔関ブロ新人研修委員会〕

委員長 高橋昭安

委員 板垣大祐、岩沼良堯、清水龍太郎、鈴木望、瀬戸基寛、近田元輝、
富沢靖司、平田充、堀川寛人、堀本高史

関東ブロック司法書士会協議会新人研修会において、本年度は新型コロナウイルスの流行に伴う感染拡大防止を念頭とした状況につき、従来どおりの会場での本研修会実施はせず、事前に収録を行った講義をオンラインにより配信する形式となった。

講義の事前収録に伴い資料等の作成時期は従来より前倒しとなった。事前収録は令和3年9月3日に群馬司法書士会別館において行い、9月中に全ての研修準備を完了して関ブロ事務局に提出した。

初めての試みだったが、当日も進行に大きなトラブルはなく、配信についても特に問題が上がってこなかったもので、次年度以降も同様の形式で行う場合は、本年度を参考として準備を行う予定である。

【綱紀調査委員会】

委員長 岡住貞宏

副委員長 米澤智子、松本敦、笛木大哉

委員 吉田幸男、天田益弘、岡田邦幸、茂木光男、齊藤真吾、岡田直彦、
小野祐輝、大平覚

外部委員 金光寛之（高崎経済大学教授）

1 調査事例

本年度の調査付託案件は2件であった。個別の事案内容は、その性質上、記述を差し控える。

2 調査方法

綱紀調査委員会規則に則り実施している。なお、調査は2名以上の調査員を委員会の議決において選任し、これに当たる規定となっているが（綱紀調査委員会規則第10条）、当委員会においては委員を3グループに分け、調査付託のあった順に担当グループを割り当てることを予め委員会において議決している。

3 本年度の調査状況

本年度の調査付託案件2件については、いまだ調査中である。

綱紀調査委員会の開催状況は、以下のとおりである。

(1) 令和3年6月21日（月）18時 群馬司法書士会別館

(2) 令和4年3月24日（木）18時 群馬司法書士会別館

なお、調査員のグループにおける会議は、担当案件ごとに、被調査会員の事情聴取等を含め必要に応じて開催した。

4 会議等への出席

以下の日程にて、以下の会議に出席した。

(1) 令和3年8月5日（木）13時

日司連・綱紀調査委員会説明会 Zoom会議

(2) 令和3年11月10日（水）14時

関ブロ・綱紀調査担当者会議 Zoom会議

(3) 令和4年2月16日（水）14時

関ブロ・綱紀調査担当者会議 Zoom会議

【懲戒意見検討小理事会】

議長 石橋修

構成員 関野強、小和田大輔、中林和典、伊藤真一、岡本陽義、仲道宗弘、

浅野勇貴、鈴木克利、板倉真

参与 伊藤宣広（高崎経済大学教授）

※ 本年度は開催されなかった。

【注意勧告小理事会】

議長 伊藤真一

構成員 小和田大輔、中林和典、閑野強、岡本陽義

※ 本年度は開催されなかった。

【紛議調停委員会】

委員 平田充、角田克也、藤井俊彦、大沢啓一、鎮西敬子

※ 本年度は開催されなかった。

【支部】

1 中央支部 支部長 岡田直彦

令和3年

4. 9 前橋市役所無料登記相談会 10件（相談員 岡田直彦・清水俊作）

4. 30 中央支部定時総会 出席者 50名（委任状 41名）司法書士会別館

7. 1 支部長会 県下一斉無料法律相談の件ほか

司法書士会別館 岡田直彦

7. 9 前橋市役所 無料登記相談会 6件（相談員 須藤有介・岡田直彦）

11. 12 前橋市役所 無料登記相談会 8件（相談員 須藤有介・藤井俊彦）

12. 9 非司調査 商業法人登記部門 前橋地方法務局

（午前：伊藤真一・後藤亮・岡田直彦・村上秀信）

（午後：須藤有介・板倉真・吉原亜矢・茂木徹・石原秀一）

12. 10 前橋市役所 無料登記相談会 12件（相談員 藤井俊彦・大塚正）

12. 15 非司調査 商業法人登記部門 前橋地方法務局

（午前：吉田幸男・伊藤真一・岡田直彦・村上秀信・室田勤）

（午後：須藤有介・中川順毅・岡努・吉原亜矢・室田勤）

令和4年

1. 14 前橋市役所無料登記相談会 10件（相談員 岡田直彦・清水俊作）

2. 18 前橋市役所無料登記相談会 5件（相談員 須藤有介・大塚正）

- 3. 9 支部長会 県下一斉無料法律相談の件ほか
司法書士会別館 岡田直彦
- 3. 11 前橋市役所無料登記相談会 3 件（相談員 土山幸男・板倉真）

2 伊勢崎支部 支部長 森田裕一

令和 3 年

- 5. 26 佐波伊勢崎資産税協議会定期総会（書面決議）に参加（支部長）
- 5. 29 群馬司法書士政治連盟支部長に就任、選任書受取（支部長）
- 6. 8 佐波伊勢崎資産税協議会より定期総会の議案可否の結果受取（支部長）
- 6. 11 令和 3 年度群馬司法書士会伊勢崎支部連絡網送付（支部長）
- 7. 1 支部長会議出席（支部長）
- 7. 12 県下一斉司法書士法律相談会について、伊勢崎支部は 10 月 16 日に伊勢崎商工会議所にて実施する旨を本会に対して回答（支部長）
- 7. 26 県下一斉司法書士法律相談会について、伊勢崎市役所人権課に対して、広報いせさき掲載依頼（支部長）
- 8. 3 県下一斉司法書士法律相談会中止を受けて、伊勢崎商工会議所の会場利用及び広報いせさきの掲載依頼のキャンセル申出（支部長）
- 9. 16 伊勢崎市役所消費生活課に対して、伊勢崎支部司法書士との合同研修会開催の企画書提出（支部長）
- 10. 8 伊勢崎支部役員会議開催、場所：支部長事務所 17:30～18:30
議題：支部研修について
- 10. 28 行政書士・土地家屋調査士・司法書士による無料合同相談会
J A 佐波伊勢崎本店（連取町 3096-1）
（司法書士会の相談員 森田裕一、大木淳浩、岡本陽義、井上誠之）
- 10. 28 伊勢崎一日行政相談会 13:00～15:30 伊勢崎市文化会館（昭和町 3918）
（司法書士会の相談員 仲道宗弘、佐藤勇輝）
- 11. 8 支部研修会開催（伊勢崎市消費生活センター・玉村町消費生活センターとの共同開催）
時間 14:00～15:30
場所 伊勢崎市役所 5 階会議室
講師 森田裕一
内容 SF 商法の被害事例と対応法について

- 12. 17 違反簡易広告物除却の依頼を支部連絡網で通知 (支部長)
- 12. 25 違反簡易広告物除却実績についてのとりまとめ (支部長)

令和4年

- 2. 25 伊勢崎市景観審議会委員に森田裕一を推薦
違反簡易広告物除却実績について報告 (支部長)

3 沼田支部 支部長 永井幸一

令和3年

- 4. 7 沼田支部役員会〔ホテルベラヴィータ花萌 5名出席〕
- 4. 28 沼田支部総会〔書面決議〕 12名全員同意
- 7. 1 群馬司法書士会支部長会〔群馬司法書士会別館〕(支部長)
- 7. 20 高山敏也会員入会

令和4年

- 3. 9 群馬司法書士会支部長会〔群馬司法書士会別館〕(支部長)

4 吾妻支部 支部長 青木伸夫

令和3年

- 4. 15 吾妻支部総会開催〔書面決議にて催行〕コロナ禍のため

5 太田支部 支部長 山田めぐみ

令和3年

- 4. 14 太田支部定時総会
- 4. 14 松本徹会員母上通夜出席
- 4. 19 太田市都市計画事業東矢島土地区画整理審議会の学識経験委員として小暮稔会員を推薦
- 5. 25 市野秀樹会員母上逝去
- 7. 26 災害時における被災者等相談の実施に関する協定締結式出席
場所：千代田町役場
- 8. 3 太田一日合同行政相談所10月4日(月)開催予定(中止)
相談員として樋口正洋会員・山田めぐみ会員を推薦
- 12. 2 太田市都市計画事業東矢島土地区画整理審議会の評議委員として小暮稔会員を推薦

令和4年

- 2. 1 松本貴之会員登録事項変更通知書受領
- 3. 7 青木史和会員を前橋地方法務局長表彰候補者として推薦

3. 31 支部役員会（支部総会の打合せ等）

6 桐生支部 支部長 阿部健

令和3年

4. 16 桐生支部定時総会〔美喜仁館 桐生店〕

7. 1 支部長会〔群馬司法書士会別館〕

10. 18 1日行政相談会〔桐生市民文化会館〕

令和4年

1. 4 桐生支局へ年賀訪問〔前橋地方法務局桐生支局〕

3. 9 支部長会〔群馬司法書士会別館〕

3. 17 桐生支部役員会〔美喜仁館 桐生店〕

7 高崎支部 支部長 瀬戸基寛

令和3年

4. 14 高崎支部定時総会〔高崎市総合福祉センター〕

12. 9 非司調査 8名参加

〔高崎市役所無料相談〕

毎月（12月を除く）第4火曜日午後1時から4時まで、市民相談室にて毎回2名の高崎支部会員が相談員となって開催〔相談件数93件〕

8 西毛支部 支部長 茂原玲子

令和3年

4. 14 令和3年度支部定時総会 於：ときわ荘

出席者19名（うち委任状12名）

6. 23 富岡・甘楽一日合同行政相談所 於：富岡市生涯学習センター

10. 2 三士業合同相談会 於：富岡市生涯学習センター

11. 29 非司調査

令和4年

3. 14 幹事会